

(表)

商工業者の皆様へ

## 原油価格・物価高騰対策支援金のご案内

新富町商工会では、不安定な世界情勢に起因する原油価格や物価の高騰の影響を受ける**町内商工業者の皆様に支援金を給付**します。

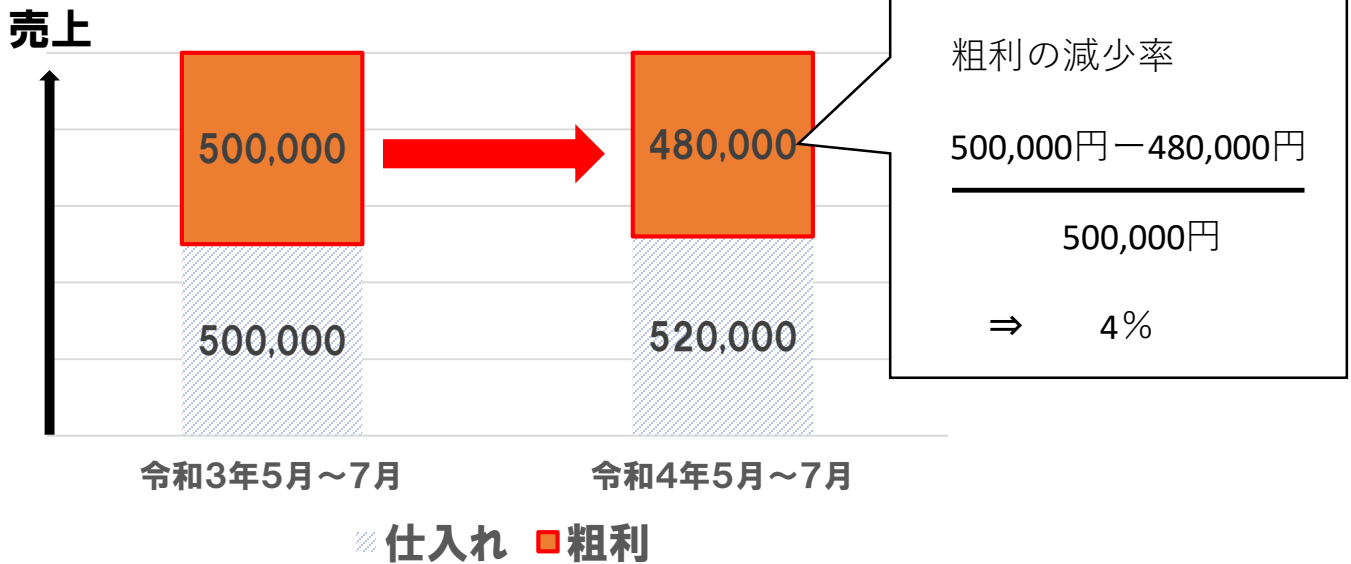
### 支援金の額 1事業者 10万円

(給付要件)

- ・ 新富町内に事業所を有する個人又は法人
- ・ 原油価格、物価高騰の影響を受けていること
- ・ 最近3か月の**粗利**が影響前（昨年など）と比べ**3%以上減少**していること など

(例)

売上は変わらないが、仕入れが増えて利益が減ってしまった。



**商工会にお越しの際は  
必ずお電話により予約ください!**



※混雑が予想されますので、予約なしの来訪に対応できない場合があります。

(お問合せ) 新富町商工会 電話 0983-33-1231

## 以下のことを事前に確認ください！

1. 支援金の受給には、最近3か月の粗利が新型コロナの拡大や原油価格・物価上昇等の影響を受ける前の同時期と比べ3%以上減少していることが必要です。

- 最近3か月の粗利とは
  - ・・・申請月の前3か月
  - 例) 8月申請⇒5月・6月・7月の粗利
  - ※集計が完了していない場合には今年1月以降のいずれか3か月間
- 影響を受ける前の同時期とは
  - ・・・令和元年から令和3年までのいずれかの年の同時期

2. 商工会にお越しの際は、最近3か月の売上額と仕入額を事前に把握の上、以下の書類等をお持ちください。

- ・印鑑
- ・直近の確定申告書
- ・令和元年から令和3年までのいずれかの年の同時期の売上額と仕入額がわかる書類  
(決算書、試算表など)

3. 申請書等の様式は新富町商工会のホームページまたは新富町のホームページからダウンロードが可能です。

- ・新富町商工会ホームページ  
<https://r.goope.jp/45shintomi>



- ・新富町ホームページ  
<https://www.town.shintomi.lg.jp/item/19334.htm#itemid19334>

